

輸出貿易管理令別表第1
及び別表第2

製品該非判定リスト(標準品)

(2025年8月12日施行政省令等対応)

2025年8月12日現在

株式会社フェローテック

(CP受理番号: 1247)

輸出貿易管理令 製品該非判定リスト 注意事項

1. 本リストは弊社標準製品(磁性流体・フェローシール・サーモモジュール)の輸出貿易管理令別表第1の1～15項及び別表第2に対する該非判定結果をまとめ、輸出を前提に弊社製品の選定をされるお客様の参考資料として作成したものです。
2. 本リストに記載の無いお客様の製品・装置用に専用設計された特注品は、個別に該非判定書を発行します。該非判定依頼用紙に詳細をご記入の上、弊社担当営業部門宛てに電子メール又はファックスで送付願います。
3. 弊社製品をお客様の製品・装置に組み込む際は、製品・装置の部分品としての該非判定をお客様に行って下さい。
4. 輸出貿易管理令別表第1の1～15項該当以外の弊社製品は全て16項該当です。
5. キャッチオール規制等についての詳細は下記ウェブサイトでご確認下さい。
経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>
一般財団法人安全保障貿易情報センター <http://www.cistec.or.jp/>

(問合せ先)

株式会社フェローテック(CP受理番号: 1247)

住 所: 〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル

(フェローシール)

真空技術事業部VF営業部VF/機械加工課 電話 03-3281-8190

(磁性流体)

真空技術事業部FF営業部FF営業課 電話 03-3281-8190

(サーモモジュール)

サーマルソリューション事業部営業部TE営業課 電話 03-3281-8193

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
APG1100シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG800シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
REN (APG2100) シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG300シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG Eシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG Lシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG Oシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG Sシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
APG Wシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
CDF シリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
Pシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 別表第2
MSGPシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
MSGSシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
MSGWシリーズ	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 別表第2
EMG607	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG707	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG1111	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG1200	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG1300	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG1400	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2
EMG1500	磁性流体	非該当	3(1), 5(5), 5(6), 5(10~12), 5(16), 別表第2

* 注1: 判定対象となる輸出貿易管理令別表第1の項番

3の項(1) 貨物等省令第2条第1項第一、二、三号	軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質
5の項(5) 貨物等省令第4条第七号	ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(2の項の中欄に掲げるものを除く。)
5の項(6) 貨物等省令第4条第八号	金属性磁性材料
5の項(10) 貨物等省令第4条第十一号	潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物を主成分とするもの
5の項(11) 貨物等省令第4条第十一号	振動防止用に使用することができる液体であつて、ジブロモテトラフルオロエタン、ポリクロロトリフルオロエチレン又はポリブロモトリフルオロエチレンを主成分とするもの
5の項(12) 貨物等省令第4条第十一号	冷媒用の液体であつて、パーフルオロポリアルキルエーテルトリアジンのモノマー、パーフルオロアリファティックエーテルのモノマー、パーフルオロアルキルアミン、パーフルオロシクロアルカン又はパーフルオロアルカンを主成分とするもの
5の項(16) 貨物等省令第4条第十一号	ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン
5の項(17) 貨物等省令第4条第十一号	ふっ化ポリイミド又はふっ化ホスファゼン

* 注2: 判定対象となる輸出貿易管理令別表第2項番

21の3の項	麻薬及び向精神薬原料関連
35の項	オゾン層を破壊する物質関連
35の3の項	ロッテルダム条約で定める有害な化学物質及び駆除剤、販売禁止農薬、特定毒物、労安法製造等禁止有害物、化審法第一種特定化学物質関連
35の4の項(1)	水俣条約で規定する特定の水銀

* お客様の製品・装置の部分品としての該非判定をお客様にて行なって下さい。

2025年7月1日

株式会社フェローテック
真空技術事業部VF営業部VF/機械加工課

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
全機種(防塵シール、モジュールシールを除く)	フェローシール	非該当	4(5-2), 6(1)

*注: 判定対象となる輸出貿易管理令別表第1の項番

4の項(5の2) 貨物等省令第3条第1項第六の二号	推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受
6の項(1) 貨物等省令第5条第1項第一号	軸受又はその部分品(4の項の中欄に掲げるものを除く。)

* お客様の製品・装置の部分品としての該非判定をお客様にて行なって下さい。

2025年7月1日

株式会社フェローテック
サーマルソリューション事業部営業部TE営業課

型名	製品区分	判定	判定項番(*注)
95シリーズ	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14), 7(8の3), 7(15の3) 10(2)
70シリーズ	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14), 7(8の3), 7(15の3) 10(2)
20シリーズ	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14), 7(8の3), 7(15の3) 10(2)
72シリーズ	サーモジュール(熱電素子)	非該当	5(13, 14), 7(8の3), 7(15の3) 10(2)
A030-12-DA-008	サーモジュール標準アセンブリ	非該当	3(2), 5(13, 14), 7(8の3), 7(15-3) 10(2)

*注: 判定対象となる輸出貿易管理令別表第1の項番

3の項(2) 貨物等省令第2条第1項第三号	熱交換機若しくは凝縮器又はこれらの部分品
5の項(13)(14) 貨物等省令第4条第1項第十二号	チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末、セラミック複合材料
7の項(8の3) 貨物等省令第6条第1項第八の三号	電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子又は半導体モジュール
7(15の3) 貨物等省令第6条第1項第十六の三号	極低温用に設計した冷却装置又はその部分品
10の項(2) 貨物等省令第9条第1項第六号	光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)

* お客様の製品・装置の部分品としての該非判定をお客様にて行なって下さい。